

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定	（食と暮らしの安全推進課）	一
○農用地利用配分計画の認可	（農業振興課）	二
○県営土地改良事業の換地処分（二件）	（農村整備課）	二
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）	（水産林政総務課）	二
○海岸保全区域の指定（二件）	（水産業基盤整備課）	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）	（都市計画課）	四
○都市計画の変更（二件）	（同）	四
○土地改良区の定款変更の認可	（仙台地方振興事務所）	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（東部地方振興事務所）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（食産業振興課）	六
○開発行為に関する工事の完了（二件）	（建築宅地課）	六
○選挙管理委員会		
○政治団体の届出		六
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十年分）		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成三十一年分）		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和三年分）		九
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和四年分）		九

## 告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和五年分）	一
○資金管理団体の届出	一
○資金管理団体の指定取消等の届出	一
○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体	二
人事委員会	
○第七十四回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施	二
○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第一回）の実施	二
○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第二回）の実施	二
○第七十四回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第八十一回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施	二
○就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施	二
○第百九回警察官A採用試験の実施	二
○第百十回警察官B採用試験の実施	二
○宮城県告示第三百二号	
理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。	
令和五年四月二十一日	
一 講習会の主催者の名称及び所在地	
公益財団法人理容師美容師試験研修センター	
東京都江東区有明三丁目七番二十六号	
二 講習会の日程及び会場	
1 管理美容師資格認定講習会	
(一) 日程	
令和五年九月二十五日（月）、十月二日（月）、及び十月十六日（月）	
(二) 会場	
宮城県知事 村 井 嘉 浩	



基点 A点 石巻市雄勝町上雄勝二丁目六十八番地先の金属鉄  
 イ点 基点 A点から二〇五度一六分二二秒二五六・五〇〇  
 メートルの地点  
 口点 イ点から五一度〇四分〇五秒一・七〇〇メートルの  
 地点  
 八点 口点から九八度三〇分三三秒二五・六〇〇メートルの  
 地点  
 二点 八点から四七度五四分四六秒一・三〇〇メートルの  
 地点  
 赤点 二点から三二八度二〇分五四秒二六・五〇〇メートル  
 の地点  
 へ点 赤点から一二度四二分二八秒一・二〇〇メートルの  
 地点  
 ト点 へ点から六三度四六分〇三秒四七・五〇〇メートルの  
 地点  
 チ点 ト点から四四度二四分四一秒一九〇・二〇〇メートル  
 の地点  
 リ点 チ点から三五〇度〇一分五六秒一〇三・四〇〇メー  
 トルの地点  
 又点 リ点から三〇三度一三分〇九秒二二・七〇〇メー  
 トルの地点  
 ル点 又点から三八度一九分二九秒二二・三〇〇メー  
 トルの地点  
 ヲ点 ル点から三二度三〇分四九秒七二・六〇〇メー  
 トルの地点  
 ワ点 ヲ点から一四度二九分三五秒一〇・四〇〇メー  
 トルの地点  
 カ点 ワ点から二九度〇二分四六秒九・八〇〇メー  
 トルの地点  
 ヨ点 カ点から四七度四二分二五秒一四・二〇〇メー  
 トルの地点  
 タ点 ヨ点から三二度一九分〇二秒三八・八〇〇メー  
 トルの地点  
 レ点 タ点から六一度〇〇分二五秒三三・〇〇〇メー  
 トルの地点  
 ソ点 レ点から一七度二二分一二秒三三・七〇〇メー  
 トルの地点  
 ツ点 ソ点から一三度二二分一七秒二三・四〇〇メー  
 トルの地点  
 ネ点 ツ点から六度五五分五九秒三二・七〇〇メー  
 トルの地点  
 ナ点 ネ点から五四度四八分一五秒一九・五〇〇メー  
 トルの地点  
 ナ点 ナ点から一四度五九分五六秒二三・五〇〇メー  
 トルの地点  
 ラ点 ナ点から三度三五分五七秒一一・九〇〇メー  
 トルの地  
 ム点 ラ点から二六度二六分三二秒一一・九〇〇メー  
 トルの  
 ウ点 ム点から一五度〇〇分〇一秒一〇一・一〇〇メー  
 トル  
 半点 ウ点から四三度〇〇分一一秒三八・四〇〇メー  
 トル  
 ノ点 半点から三〇度三五分三三秒一一・九〇〇メー  
 トル  
 オ点 ノ点から五三度二六分四八秒一一・九〇〇メー  
 トル  
 ク点 オ点から四二度〇〇分〇四秒四五・四〇〇メー  
 トル  
 ヤ点 ク点から三八度四九分一八秒五〇・一〇〇メー  
 トル  
 マ点 ヤ点から三二度四九分一八秒五〇・一〇〇メー  
 トル

ケ点 マ点から三二度四九分〇三秒一八・五〇〇メー  
 トルの  
 フ点 ケ点から四八度三五分一四秒二二・三〇〇メー  
 トル  
 コ点 フ点から六〇度二七分二九秒二〇・七〇〇メー  
 トル  
 エ点 コ点から七一度五五分〇四秒一五・四〇〇メー  
 トル  
 テ点 エ点から八三度二三分二〇秒二一・五〇〇メー  
 トル  
 ア点 テ点から九八度四七分二七秒九・六〇〇メー  
 トル  
 サ点 ア点から一七度〇四分四二秒一〇・八〇〇メー  
 トル  
 キ点 サ点から一三三度四八分〇七秒一五・九〇〇メー  
 トル  
 ユ点 キ点から九三度一八分〇〇秒三六・六〇〇メー  
 トル  
 メ点 ユ点から一二四度〇〇分五三秒七・六〇〇メー  
 トル  
 ミ点 メ点から一七七度二七分〇八秒七・九〇〇メー  
 トル  
 シ点 ミ点から一四八度三四分三三秒一〇・八〇〇メー  
 トル  
 エ点 シ点から一三七度二二分二〇秒一〇・五〇〇メー  
 トル  
 ヒ点 エ点から一五〇度二三分〇一秒二七・九〇〇メー  
 トル  
 モ点 ヒ点から一一九度四一分三四秒一八・二〇〇メー  
 トル  
 セ点 モ点から一八〇度一三分五六秒五〇・三〇〇メー  
 トル  
 ス点 セ点から二八六度一八分〇五秒一九八・二〇〇メー  
 トル  
 ソ点 ス点から二二五度三五分〇〇秒三三・二〇〇メー  
 トル  
 ン点 ソ点から二二一度二七分五一秒一〇二・二〇〇メー  
 トル  
 イ点 ン点から一九四度三九分五九秒一一四・三〇〇メー  
 トル  
 ロ点 イ点から一九五度二四分五八秒一四六・八〇〇メー  
 トル  
 ハ点 ロ点から二四八度四六分四二秒四五・三〇〇メー  
 トル  
 ニ点 ハ点から二二二度〇〇分三三秒五九・七〇〇メー  
 トル  
 ホ点 ニ点から一六九度三六分二三秒六・二〇〇メー  
 トル  
 ヘ点 ホ点から二二五度四六分一六秒一二・六〇〇メー  
 トル  
 ト点 ヘ点から一六九度五六分三三秒一八三・二〇〇メー  
 トル  
 チ点 ト点から二二四度三七分〇四秒一三七・五〇〇メー  
 トル  
 リ点 チ点から一三六度一四分二八秒一三・九〇〇メー  
 トル  
 ル点 リ点から二二四度四四分三一秒二〇・六〇〇メー  
 トル  
 ム点 ル点から三二四度四五分一八秒一一・九〇〇メー  
 トル

わ点の地点  
 の地点  
 から二二四度三三分三五秒六九・五〇〇メートル  
 か点の地点  
 の地点  
 から二二一度一分二四秒一〇四・〇〇〇メートル

○宮城県告示第三百八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十九年宮城県告示第九百七十九号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和五年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指 定 区 域
三陸南沿	雄勝漁港	船戸地区	次に掲げるよ点からふ点までを順次結んだ線及びよ点とふ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点 石巻市雄勝町上雄勝二丁目六十八番地先の金属鉄よ点 基点A点から一八五度五二分一分一秒三二八・一〇〇メートルの地点 た点よ点から一四一度〇八分四八秒四二・七〇〇メートル れ点の地点から五三度一四分四〇秒三九一・九〇〇メートル そ点の地点から四一度一四分四一秒一六四・五〇〇メートル つ点の地点から一三八度二九分〇三秒八八・六〇〇メートル ね点の地点から二四〇度一四分四一秒一〇〇・〇〇〇メートル ね点の地点から二二〇度三一分二四秒八一・二〇〇メートル ら点の地点から二二五度一八分四〇秒三五・三〇〇メートル ら点の地点から二二六度二三分四一秒一一二・三〇〇メートル む点の地点から二一八度四七分五秒二三・二〇〇メートル う点の地点から二二七度二九分一秒三六・五〇〇メートル る点の地点から二二七度二九分一秒三六・五〇〇メートル の点の地点から二三七度四七分一四秒四〇・〇〇〇メートル の点の地点から二四二度四八分三二秒三三・二〇〇メートル お点の地点から二三二度二〇分四六秒五四・〇〇〇メートル く点の地点から二三三度二〇分四六秒五四・〇〇〇メートル や点の地点から二三八度一三分五〇秒五八・三〇〇メートル や点の地点から二四〇度二八分二秒六二・六〇〇メートル ま点の地点から二二四度三九分三〇秒二〇・四〇〇メートル け点の地点から二二一度三九分三〇秒二〇・四〇〇メートル

ふ点  
 の地点  
 から三二五度五二分〇四秒一一七・五〇〇メートル

○宮城県告示第三百九号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

種類 仙塩広域都市計画都市再開発の方針

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十号

柴田町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、亘理都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

亘理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

巨理都市計画区域の全域

○宮城県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、山元都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

山元都市計画区域の全域

○宮城県告示第三百十三号

金洗堰土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年四月十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 高 橋 義 広

○宮城県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市稲井土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十一日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 石 川 佳 洋

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
-------	-----	-----	-----

二 退任した者

令和五年四月七日	和 田 佳 一	石巻市新栄二丁目三番地十八	理事
令和五年四月七日	保 原 稔	石巻市渡波字鹿松三十五番地	理事
令和五年四月七日	高 城 邦 秀	石巻市水沼字寺内八十四番地一	理事
令和五年四月七日	日 野 伸 章	石巻市高木字小西六十番地	理事
令和五年四月七日	津 田 義 男	石巻市大瓜字鷺ノ巣百三十二番地二	理事
令和五年四月七日	津 田 幸 榮	石巻市大瓜字前田二百七十六番地	監事
令和五年四月七日	丹 野 清 一	石巻市高木字大沢七十八番地一	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和五年四月六日	阿 部 太 賀 光	石巻市沼津字越田七十九番地	理事
令和五年四月六日	高 橋 順 一 郎	石巻市真野字小山五十四番地	理事
令和五年四月六日	阿 部 昇 二	石巻市北境字森沢五十番地	理事
令和五年四月六日	菊 地 昭 博	石巻市幸町六番十号	理事
令和五年四月六日	高 城 邦 秀	石巻市水沼字寺内八十四番地一	理事
令和五年四月六日	日 野 伸 章	石巻市高木字小西六十番地	理事
令和五年四月六日	津 田 義 男	石巻市大瓜字鷺ノ巣百三十二番地二	理事
令和五年四月六日	鈴 木 至	石巻市沼津字山中六十八番地一	監事
令和五年四月六日	津 田 幸 榮	石巻市大瓜字前田二百七十六番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。  
令和五年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和五年度デジタルマーケティングを活用した県産品販売支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和五年三月三十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号

五 契約金額 五千二百九十八万七千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和五年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市愛島台三丁目百一番十一の一部（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 名取市

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和五年四月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市上余田字市坪一番一、一番三の一部、一番四、一番五、二番三、二番四、九番四、九番五、二十二番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 仙台市宮城野区新田東一丁目十六番五号

株式会社フルハウス新田東店

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。  
令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

あかまのりゆき後援会 赤間 則幸 赤間 則幸 黒川郡大郷町鶉崎字諏訪前六一 令和五年三月十四日

伊東よしあき後援会 伊東 義晃 伊東 義晃 仙台市青葉区国見三ー四ー二六ーA五 令和五年三月二十七日

いのちから後援会 猪野 力 笹沼 由美 仙台市泉区長命ヶ丘三ー二六ー六 令和五年三月二十九日

大河原ふゆこを育てる会 大河原美由 高橋 尚子 仙台市宮城野区榴ヶ岡一〇五ー二 令和五年三月二十二日

かながみ達之後援会 園田 富三 高橋 保至 仙台市太白区西多賀四ー五ー二六 令和五年三月三日

佐藤ゆうじ後援会 佐藤 祐二 佐藤 祐二 仙台市太白区西中田六ー二ー三五 令和五年三月二十四日

関戸努後援会 関戸 努 関戸 努 仙台市宮城野区榴岡五ー一〇ー五 令和五年三月七日

田中みえこ後援会 田中三恵子 小川 清隆 黒川郡大郷町中村字愛宕下一ー二 令和五年三月二十八日

はしうら清紀後援会 橋浦 清紀 橋浦 清紀 石巻市須江字沢田八〇 令和五年三月三日

はたけやま由美後援会 畠山 由美 畠山 則昭 富谷市日吉台二ー一七ー一四 令和五年三月二十八日

宮城政経懇話会 増田 裕一 増田 玲子 塩竈市玉川一ー九ー八九 令和五年三月二十二日

みやぎ未来創生 片山 裕 伊藤 嘉樹 富谷市鷹乃杜三ー四ー一六 令和五年

○宮選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

三月二十日

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党鷺沢支部 高橋 政巳 主たる事務 栗原市鷺沢南郷 令和五年  
所の所在地 中原九六一一 原一三五 二月二十四日

自由民主党宮城県看 古内みよ子 代表者 高橋 政巳 高橋 寿一 令和五年  
護連盟支部 古内みよ子 古内みよ子 鈴木喜代子 三月十三日

自由民主党宮城県衆 森 千里 政治団体の 自由民主党宮城 自由民主党宮城 令和五年  
議院比例区第一支部 名 称 県衆議院比例区 第一支部 第五選挙区支 部 三月二十二日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

未来の町を創る会 佐藤 将 会計責任者 中塚 亜樹 及川 幸造 令和五年  
阿部まさはる後援会 加藤 忠雄 代表者 加藤 忠雄 須田 祥蔵 令和四年  
三月三十日

石川けんじ後援会 蕪武多四郎 会計責任者 内海 夏美 横山 雄一 令和五年  
いしけん21の会 石川 建治 会計責任者 内海 夏美 横山 雄一 令和五年  
三月一日

石巻福祉環境政策研 加藤 鴻也 代表者 加藤 鴻也 早坂 順 令和四年  
究会 代表者 加藤 鴻也 加藤 鴻也 令和五年  
十月二十一日

いのまた由美後援会 大槻 正俊 主たる事務 仙台市太白区八 令和五年  
所の所在地 木山本町一三 野山二一三 三月三十一日

笑顔咲く杜の都をつ 太田 信雄 会計責任者 猪股 由美 猪股 烈 令和五年  
くる会 氏名 大本 庄一 佐藤 泰憲 三月一日

MSS政策研究会 石川 恵介 代表者 石川 恵介 松原 祐介 令和五年  
の氏名 田中 隼汰 柴田 豊 三月二十四日

小野寺としひろ後援 浅野 勝典 政治団体の 小野寺としひろ 令和五年  
会 名称 後援会 会 三月二十三日

加藤和彦後援会 加藤 和夫 代表者 加藤 和夫 佐々木 確 令和四年  
の氏名 齊藤 勝也 梶原 大地 十一月二十五日

加藤けんいちを囲む 齊藤 勝也 会計責任者 梶原 大地 三浦 真彦 令和五年  
の氏名 八重樫和彦 石田 竜也 三月二十四日

吉川ひろやすを囲む 八重樫和彦 会計責任者 石田 竜也 遠藤 拓弥 令和五年  
の氏名 幸福実現党仙台南後 細川三紀夫 会計責任者 山中 香流 堀 慎太郎 三月三十一日

幸福実現党仙台南後 細川三紀夫 会計責任者 山中 香流 堀 慎太郎 令和五年  
会 名称 幸福実現党仙台南後 郡 和子 会計責任者 大本 庄一 佐藤 泰憲 一月二日

郡和子の会 郡 和子 会計責任者 大本 庄一 佐藤 泰憲 令和五年  
の氏名 佐々木としお後援会 佐々木敏雄 政治団体の 佐々木としお後 令和五年  
名 称 会 三月一日

佐々木としお後援会 佐々木敏雄 政治団体の 佐々木としお後 令和五年  
名 称 会 三月一日

佐藤仁一連合後援会 遠澤 啓子 会計責任者 阿部敬一郎 阿部 敬也 令和四年  
の氏名 庄田 圭佑 会計責任者 庄田 圭佑 堀内 雄介 七月二十六日

庄田圭佑後援会 庄田 圭佑 会計責任者 庄田 圭佑 堀内 雄介 令和五年  
の氏名 白石から政治と平和 鈴木 俊弘 代表者 鈴木 俊弘 佐藤 真也 三月二十七日

を考える会 鈴木 俊弘 代表者 鈴木 俊弘 佐藤 真也 令和五年  
の氏名 仙塩県政策研究会 柏 佑整 会計責任者 柏 佑賢 佐藤 公一 令和五年  
の氏名 大日本神武會 高倉 正義 会計責任者 猪股 力輝 村越 一路 令和五年  
の氏名 丹野きよし後援会 阿部 和夫 代表者 阿部 和夫 相澤 捷英 令和五年  
の氏名 ちば修一後援会 齋藤 英彦 会計責任者 小山 晴彦 木村 正弘 令和五年  
の氏名 ちば栄幸後援会 阿部 芳博 会計責任者 千葉美夏子 高橋 浩 令和五年  
の氏名

仁田 友子 代表者 仁田 友子 伊藤 栄喜 令和五年二月十五日

橋本けいいちと市政 橋本 啓一 主たる事務 仙台市泉区南中山二丁目二二番地 令和五年三月一日

ふるさと宮城会 佐藤わか子 主たる事務 仙台市青葉区一番町二丁目五番地 令和五年三月一日

宮城の未来を考える 深松 努 政治団体の名称 宮城の未来を考える会 令和五年三月三十一日

宮城県医師連盟 佐藤 和宏 会計責任者 橋本 省 板橋 隆三 令和四年七月二十七日

宮城県隊友政治連盟 原田 富雄 主たる事務 仙台市宮城野区田子二丁目二五番地 令和四年十二月十六日

山口莊一郎を囲む会 鈴木 謙一 会計責任者 浅野 高浩 早坂 順 令和四年十月二十一日

○宮選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

参政党宮城北支部

ローレンス綾子

令和四年十二月三十一日

参政党宮城南支部

伊東 義晃

令和四年十二月三十一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

いとう信太郎加美郡後援会

星 明朗

令和五年三月三日

菊地しんじ後援会

菊地 伸志

平成三十一年三月三十一日

木村ただし後援会

木村 千之

令和五年二月二十八日

国井宗和後援会

鍵 茂

令和四年十二月二十八日

小林和夫後援会

高橋 智里

令和五年三月二十五日

佐々木いそ後援会

相原 繁雄 令和二年十二月三十一日

ささきやえこ後援会

佐々木八重子 令和四年十二月三十一日

佐藤皓一後援会

佐藤 皓一 令和四年十二月二十八日

沼倉昭仁後援会

沼倉 昭仁 令和五年一月三十一日

水戸よしひろ後援会

早坂 敦 令和四年四月一日

○宮選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(その他の政治団体)

菊地しんじ後援会

報告年月日 5. 3. 31 (31. 3. 31解散)

1 収入総額

194061

2 支出総額

194061

○宮選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)		宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎	
<p>(その他の政治団体)</p> <p>菊地しんじ後援会</p> <p>報告年月日 5. 3. 31 (31. 3. 31解散)</p>			
1 収入総額	194,061	1 収入総額	3,443
前年繰越額	194,061	前年繰越額	3,443
2 支出総額	0	2 支出総額	0
<p>○宮城県選挙区第四十一号</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その額目を次のとおり公表する。</p> <p>令和五年四月二十一日</p>			
政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)		宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎	
<p>(その他の政治団体)</p> <p>木村ただよし後援会</p> <p>報告年月日 5. 3. 15 (5. 2. 28解散)</p>			
1 収入総額	14,704	1 収入総額	1,850,760
前年繰越額	14,704	本年収入額	1,850,760
2 支出総額	0	2 支出総額	1,582,663
<p>国井宗和後援会</p> <p>報告年月日 5. 3. 22 (4. 12. 28解散)</p>			
1 収入総額	0	3 本年収入の内訳	701,076
2 支出総額	0	寄附	701,076
<p>小林和夫後援会</p> <p>報告年月日 5. 3. 27 (5. 3. 25解散)</p>			
1 収入総額	0	個人分	701,076
2 支出総額	0	機関紙誌の発行その他の事業による収入	634,520
<p>水戸よしひろ後援会</p> <p>報告年月日 5. 2. 27 (3. 12. 19解散)</p>			
1 収入総額	0	神谷氏タウンミーティング 当日券	69,000
2 支出総額	0	映面上映会「おはよう」入場券	59,900
<p>政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)</p> <p>参政党宮城北支部</p> <p>報告年月日 5. 3. 15 (4. 12. 31解散)</p>			
1 収入総額	1,850,760	武田邦彦氏タウンミーティング 当日券	98,000
本年収入額	1,850,760	赤尾氏井上氏タウンミーティング 当日券	99,000
2 支出総額	1,582,663	林千勝氏タウンミーティング 当日券	211,620
3 本年収入の内訳	701,076	林千勝氏タウンミーティング 物販	498,000
寄附	701,076	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	498,000
個人分	701,076	参政党 本部	17,164
機関紙誌の発行その他の事業による収入	634,520	その他の収入	17,164
神谷氏タウンミーティング 当日券	69,000	一件十万円未満のもの	17,164
映面上映会「おはよう」入場券	59,900		
武田邦彦氏タウンミーティング 当日券	98,000		
赤尾氏井上氏タウンミーティング 当日券	99,000		
林千勝氏タウンミーティング 当日券	211,620		
林千勝氏タウンミーティング 物販	498,000		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	498,000		
参政党 本部	17,164		
その他の収入	17,164		
一件十万円未満のもの	17,164		

4 支出の内訳	経常経費	36,437	2 支出総額	0
	光熱水費	36,437	国井宗和後援会	
	政治活動費	1,546,226	報告年月日 5. 3. 22 (4. 12. 28解散)	
	組織活動費	1,146,626	1 収入総額	0
	機関紙誌の発行その他の事業費	399,600	2 支出総額	0
	宣伝事業費	230,414	小林和夫後援会	
	その他の事業費	169,186	報告年月日 5. 3. 27 (5. 3. 25解散)	
5 寄附の内訳			1 収入総額	0
	〔個人分〕		2 支出総額	0
	ローレンス綾子	622,212 仙台市泉区	ささきやえこ後援会	
	年間五万円以下のもの	78,864	報告年月日 5. 3. 23 (4. 12. 31解散)	
	参政党宮城南支部		1 収入総額	0
	報告年月日 5. 3. 15 (4. 12. 31解散)		2 支出総額	0
	1 収入総額	0	佐藤皓一後援会	
	2 支出総額	0	報告年月日 5. 3. 31 (4. 12. 28解散)	
	(資金管理団体)		1 収入総額	0
	沼倉昭仁後援会		2 支出総額	0
	資金管理団体の届出をした者の氏名 沼倉 昭仁		報告年月日 5. 3. 27 (5. 3. 19解散)	
	資金管理団体の届出に係る公職の種類 白石市長		1 収入総額	1,300
	報告年月日 5. 2. 2 (5. 1. 31解散)		前年繰越額	1,300
	1 収入総額	0	2 支出総額	1,300
	2 支出総額	0	3 支出の内訳	
	(その他の政治団体)		政治活動費	1,300
	いとう信太郎加美郡後援会		組織活動費	1,300
	報告年月日 5. 3. 6 (5. 3. 3解散)		鈴木あつし後援会	
	1 収入総額	0	報告年月日 5. 3. 10 (4. 12. 31解散)	
	2 支出総額	0	1 収入総額	23,795
	木村ただよし後援会		前年繰越額	23,795
	報告年月日 5. 3. 15 (5. 2. 28解散)		2 支出総額	0
	1 収入総額	14,704	早坂あつし後援会	

報告年月日 5. 3. 30 (4. 4. 1解散)

1 収入総額 58,275

前年繰越額 58,275

2 支出総額 0

ローレンス綾子後援会

国會議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 ローレンス綾子

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 5. 3. 15 (4. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県選挙管理委員会

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ

り、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ

の要旨を次のとおり公表する。

令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

いとう信太郎加美郡後援会

報告年月日 5. 3. 6 (5. 3. 3解散)

1 収入総額 39,000

本年収入額 39,000

2 支出総額 39,000

3 本年収入の内訳

その他の収入 39,000

一件十万円未満のもの 39,000

4 支出の内訳

政治活動費 39,000

組織活動費 39,000

木村ただよし後援会

報告年月日 5. 3. 15 (5. 2. 28解散)

1 収入総額 14,704

前年繰越額 14,704

2 支出総額 0

小林和夫後援会

報告年月日 5. 3. 27 (5. 3. 25解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤貴後援会

報告年月日 5. 3. 27 (5. 3. 19解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選挙告示第四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出があった。

令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

資金管理団

体の届出を

した者(代

表者)の氏

名

公職の種類

資金管理団体の

名

主たる事務所の所在地

指定年月日

大河原美由 仙台市議会議員 大河原ふゆこを育 仙台市宮城野区榴ヶ岡一〇五一 令和五年

子 関戸 努 仙台市議会議員 関戸努後援会 仙台市宮城野区榴岡五一〇一 令和五年

○宮選挙告示第四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとお

り資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名  
資金管理団体でなく  
なつた年月日

沼倉 昭仁 沼倉昭仁後援会  
令和五年一月三十一日

○宮選管告示第四十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和五年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和五年四月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
青木まりえ後援会	青木満里恵	青木満里恵	石巻市泉町二一〇一〇二
阿部欽一郎後援会	阿部欽一郎	橋本 志乃	石巻市大街道西一〇四一六九
板橋勇後援会	二階堂久男	青田 弘志	伊具郡丸森町金山字田林二〇二
猪股俊一後援会	鎌田 佳昭	藤田 鉄男	加美郡加美町宮崎字屋敷四一四二〇一
大友啓一後援会	高橋 克郎	大平 孝行	遠田郡涌谷町小里字不動五〇
議会を傍聴する会SLI9	佐藤金二郎	佐藤金二郎	石巻市渡波町三一五一二七
佐々木いそお後援会	相原 繁雄	佐々木恒子	名取市美田園七一〇一
佐藤かずひろ後援会	岩渕 圭介	佐藤 健	仙台市青葉区双葉ヶ丘一〇一四一七
さとうたかゆき後援会	佐藤 孝幸	太田 昌代	柴田郡大河原町新南六三〇四
仙台市民の税負担を軽減する会	佐藤 和弘	佐藤 健	仙台市青葉区双葉ヶ丘一〇一四一七
大日本天誠塾	佐藤 義弘	佐藤 正道	遠田郡美里町字峯山八一五八一三二一
地域問題を考える会	首藤 誠	首藤 誠志	登米市東和町米川字中嶋一七七
ちばまさよし後援会	今野 清喜	千葉 静	石巻市北境字上待井五二〇一
角田雄一後援会	角田 雄一	角田 雄一	宮城県松島町根廻字桐田四三〇八
沼倉利光後援会	佐々木仁司	春日 昇	登米市中田町宝江黒沼字蓬原三六
星守夫後援会	星 かずみ	星 克秀	角田市佐倉字小山東一九六
緑山市朗後援会	緑山 市朗	緑山 裕子	宮城県松島町松島字町内一三六
山本智子後援会	山本 智子	山本 修	東松島市矢本字穴尻三七一一

人事委員会

○第七十四回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊二のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第一回））を別冊三のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者（第二回））を別冊四のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○第七十四回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第八十一回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊五のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を別冊六のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○第九十回警察官A採用試験を別冊七のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○第九十回警察官B採用試験を別冊八のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力